



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 オンキヨー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大拙直人  
( J A S D A Q ・ コード 6 7 2 9 )  
問合せ先  
役職・氏名 取締役執行役員経営管理本部長 岡谷茂美  
電 話 0 7 2 - 8 3 1 - 8 0 0 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 83 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、会社法および整備法に基づき、以下のとおり所要の変更をいたしたいと存じます。

(1) 単元未満株式についての権利 [ 変更案第 10 条 ]

単元未満株主の権利を明確にするため、新設するものであります。

(2) 取締役会の決議の省略 [ 変更案第 26 条第 2 項 ]

取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面によりその承認を行うことができるように、新設するものであります。

(3) 取締役および監査役の責任免除 [ 変更案第 29 条、第 38 条 ]

取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条第 1 項および第 427 条第 1 項の定める責任免除制度に基づき、定款に第 29 条(取締役の責任免除)および第 38 条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。

なお、第 29 条(取締役の責任免除)の規定の新設に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

(4) 会計監査人 [ 変更案第 39 条、第 40 条 ]

会社法に基づき、機関設計における会計監査人に関する規定を新設するものであります。

(5) その他

その他、全般の整備を図るため、条文の加除に伴う条数の変更など、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、オンキヨー株式会社と称し、英文では、ONKYO CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気音響機械器具、家庭用電気機械器具、情報処理機器、映像機器、およびこれらの付属品、部品、工具の製造販売</p> <p>(2) 電磁波を利用した指圧代用器等の健康器具の製造および販売</p> <p>(3) 前各号の製品開発設計に関連する一切の業務</p> <p>(4) 電気工事業</p> <p>(5) 情報処理ソフトウェアの開発および販売ならびに保守業務</p> <p>(6) 前各号に関する技術およびノウハウの供与ならびに指導</p> <p>(7) コンピュータおよび周辺機器ならびにコンピュータソフトの販売</p> <p>(8) コンピュータ相互の接続業務</p> <p>(9) 光ディスクを使用したデータの入力およびファイリング業務代行</p> <p>(10) 電気通信事業法にもとづく第1種電気通信事業者の電話サービスおよびそれに付帯するサービスの販売代理店業</p> <p>(11) 電話申込み加入の手續代行</p> <p>(12) 放送用および企業広告用映像ソフト、音声ソフトの製作および販売</p> <p>(13) 商業・工業デザインの請負・企画・制作</p> <p>(14) 企業間の提携および合併に関する仲介および経営コンサルテーション業務</p> <p>(15) 損害保険代理業および生命保険募集の業務</p> <p>(16) 不動産の売買、交換、賃貸借およびこれらの代理または仲介</p> <p>(17) 建物の保守、管理および修繕</p> <p>(18) 運動施設および保養所の管理、運営</p> <p>(19) 国内および国外旅行斡旋業および娯楽施設利用の斡旋</p> <p>(20) スポーツ大会、結婚式および催物の企画、運営</p> <p>(21) 衣料雑貨品の製造販売</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(22) 浄水器、アルカリイオン水製造機器、空気清浄器の販売</p> <p>(23) 音響機器、家庭用電気製品、日用雑貨、清涼飲料水、食料品、書籍、事務用品および事務用機器の販売または斡旋</p> <p>(24) 切手、収入印紙、登記印紙の販売</p> <p>(25) ペット用品の販売</p> <p>(26) 遊戯機器の販売</p> <p>(27) 医療福祉用の電動ベッド、車椅子ならびに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売、賃貸</p> <p>(28) カタログおよびインターネットによる通信販売</p> <p>(29) スーパーマーケット、コンビニエンスストアの経営</p> <p>(30) 書類の配送、コピー、印刷事務サービス</p> <p>(31) 宅配便およびこれに関するチケット販売等の委託取次業務</p> <p>(32) 警備および清掃の請負</p> <p>(33) 造園緑化の設計、施工および保守、清掃</p> <p>(34) 労働者派遣事業法にもとづく一般および特定労働者派遣事業</p> <p>(35) 個人融資業務の代行</p> <p>(36) 音楽著作権の管理</p> <p>(37) 著作物の利用開発</p> <p>(38) コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画・製作</p> <p>(39) 楽譜の出版</p> <p>(40) 建築設計の請負および監理</p> <p>(41) 建築工事、設備工事、内外装工事の請負、施工および監理</p> <p>(42) インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、開発、運用、管理ならびに保守</p> <p>(43) 映像、音楽、放送番組等に関する制作、開発、販売および情報提供サービス</p> <p>(44) タレントについての育成業務、マネジメント業務およびプロモート業務</p> <p>(45) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を大阪府寝屋川市に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、8,000万株とする。 (新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。 (新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)  <u>第9条 当社は、毎決算期末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  <u>2. 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定する必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)  <u>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続および手数料は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。</u>  第3章 株主総会</p> <p>(招集)  <u>第11条 定時株主総会は毎決算期末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。</u>  (新設)</p> <p>(招集者)  <u>第12条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。取締役社長が欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(議長)  <u>第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長が欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(決議の方法)  <u>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)  <u>第12条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)  <u>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</u>  (定時株主総会の基準日)  <u>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集者および議長)  <u>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>  (削除)</p> <p>(決議の方法)  <u>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第16条 当会社の取締役は、9名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p><u>第17条 (新設)</u></p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第19条 取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第20条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。ただし、取締役社長は、代表取締役の中から選任する。</u></p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p><u>第21条 取締役会の決議をもって、顧問および相談役各若干名を置くことができる。</u></p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第18条 (現行どおり)</u></p> <p>(選任)</p> <p><u>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。ただし、取締役社長は、代表取締役の中から選定する。</u></p> <p>(顧問および相談役)</p> <p><u>第23条 取締役会は、その決議によって、顧問および相談役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第23条 当社の監査役は、7名以内とする。</p> <p>(選任) 第24条 (新設)</p> <p>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第26条 監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会) 第27条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設)  (新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p> <p>(営業年度) 第28条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当) 第29条 利益配当金は、毎決算期末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第30条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第31条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払利益配当金または未払中間配当金については、利息はつけない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(選任) 第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期) 第40条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p> <p>(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2.前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 22 日  
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 22 日

以 上